

第8回 佐波川流域治水協議会 議事概要

1. 開催日時・開催場所

日時：令和7年2月4日（火） 9:30～10:30

場所：防府市役所本館8階 防府市文化センター

2. 出席者

「出席者名簿」のとおり

3. 議事

（1）佐波川における特定都市河川の指定に向けた検討について

4. 開催状況



5. 議事概要

- ・佐波川における特定都市河川の指定区間と指定範囲を鈴屋堰より上流とすることについて、各委員より承認をいただいた。

6. 委員からの意見等

（山口市長）

- ・特定都市河川の指定区間を鈴屋堰から佐波川本川の上流端とすることに異存はない。流域の指定範囲は、支川を含め山口市の徳地地域全体が対象となることから異存はない。
- ・河川の整備状況について、徳地地域は佐波川の中流から上流に位置しており、河川整備が未着手の区間が多く浸水被害が頻発化していることから早期の河川整備の

要望も多い。山口市としては、河川整備の加速化が期待できる特定都市河川の指定は大変重要と考えており、引き続き本協議会の関係者と前向きに取り組んでいきたい。

(防府市長)

- ・大雨が激甚化するなか、昨年も昭和 47 年と同程度の雨があった。ダムの事前放流や下流の浚渫等の効果もあり大きな災害が無かったが、今後さらに大きな雨が想定されることから、これまで以上に流域治水の考え方が必要である。鈴屋堰から上流、そして下流も河川整備を進めることで、流域全体の災害を未然に防げると考えている。
- ・鈴屋堰から上流を特定都市河川の指定区間とすることについて、防府市として賛成する。しっかり進めていただきたい。佐波川の流域治水に、山口市、周南市と一体で取り組みたい。

(周南市長)

- ・特定都市河川の指定によって、予算や技術が投入されて護岸整備や浸水対策が進むことで洪水リスクが軽減され、住民の安全が向上し安心感が高まることが期待される。
- ・佐波川上流に位置する周南市としては、今回提案の指定区間・範囲に異存はない。引き続き特定都市河川の指定に向けて手続きを行い、持続可能な治水対策を進めていただきたい。

(山口県土木建築部長)

- ・気候変動に伴い集中豪雨による災害が激甚化・頻発化しており、県民を守るために流域治水の取組が重要と考えている。
- ・山口県として、特定都市河川の指定区間・範囲に異存はない。一方、開発行為に一定の制限がかかるため、十分な周知期間を設ける等のきめ細やかな対応が必要である。
- ・指定後の流域水害対策計画の策定にあたっては、多くの流域関係者と連携・協議を重ねて検討を進めていきたい。県としても今後さらに流域治水の取組を進めるために特定都市河川の指定は重要と考えていることから、早期の指定、及びその後の流域水害対策計画の策定により、水災害に強いまちづくりの速やかな実現に向けて積極的に取り組んでいきたい。

(林野庁近畿中国森林管理局山口森林管理事務所長)

- ・特定都市河川の指定区間・範囲について異存はない。

- ・水源地の国有林を管理している立場として、水源涵養機能が十分発揮されるように森林整備・治山施設の整備を進め、指定区間の安全に資するよう取り組んでいく。引き続き指定に向けた手続きを進めていただきたい。

(気象庁福岡管区気象台下関地方気象台長)

- ・特定都市河川の指定区間・範囲について異存はない。
- ・地球温暖化の進展に伴い、災害が激甚化・頻発化していることから、災害の抑制に向けて取組が進むことを期待している。

(国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所長)

- ・規模の大きい出水が近年連続して発生しており、昨年は非出水期にも氾濫注意水位を超過する出水が発生した。気候変動の影響が大きくなっており、河川管理者としても早期の治水安全度向上が必要と考えている。
- ・特定都市河川の指定区間・範囲について異存はない。指定後の流域水害対策計画に基づき、直轄区間の河川整備を加速化し、未着手区間の早期完成に努める。
- ・流域水害対策計画の策定にあたっては、効率的・効果的な整備内容とするため、関係機関と協働して対策の検討を進めたい。

(以上)